

## 公益社団法人を目指して

會田 勝美

(社) 日本水産学会前会長・日本農学アカデミー副会長

### はじめに

(社) 日本水産学会の会長を 2010 年 3 月末で退任した。会長に選ばれたのが 2006 年 3 月末の理事会だったので、4 年間務めたことになる。この 4 年間にはいろいろなことがあった。その中で最も力を注いだのは、2008 年 12 月 1 日に施行された新公益法人制度にどう対応するかであった。しかし最初の 2 年間ほどは殆ど、新公益法人制度については何も知らなかった。むしろ社団法人化して 36 年が経過したこともあり、水産学会の将来はどうあるべきかと漠然とした思いがあった。そのような思いは、私が会長を引き受ける直前の理事会メンバーも同様であったようで、理事会主催のシンポジウム「水産学と日本水産学会の未来-Part1」が会長就任の 2 日前に開催された。そこでは、水産学会は「学者のサロン」であるとか、「水産学栄えて水産業滅ぶ」ではこまるとか、「社団法人となって 36 年も経過したのだから、定款の目的も見直すべきではないか」等の意見が出された。

### 日本水産学会の創立、そして社団法人化

ところで日本水産学会が創立されたのは 1932 年 2 月 27 日のことであるから、今年で 78 年が経過したことになる。その後、1970 年 4 月 1 日付で社団法人化が文部省により認可された。すなわち学会創立後 38 年が経過した時点で、社団法人となり、その後現在までに 40 年が経過したことになる。こうしてみると、国立研究機関や国立大学に先んじてかなり早い時点で法人化がなされたことになる。先人の努力に改めて敬意を表したい。創立 70 周年の記念事業の一環として作成した「日本水産学会 70 年の歩み」(日本水産学会誌 69 巻、特別号)を紐解いてみると、法人化賛成の理由として、学会活動をもっと活発化する、公的な性格をもたせる、寄付・事業収入などを得て学会の経営を安定化させるなどが、あげられている。学会の自主性を失わないことを条件に賛成した者も多

かったという。反対の理由として、寄付により学会の自主性を失う、収入を得るための事業活動をする必要はないなどが、あげられている。

社団法人化により学会活動を活発化するという点は、とくに学術面では達成されてきたと思われるが、一方で「水産学栄えて、水産業滅ぶ」ではこまるという意見も、昔から言われてきた。また社団法人化により、学会が公的な性格をもつというメリットはあったが、特定公益増進法人ではないため寄付者個人に対しての「寄付金控除」や法人に対しての「寄付金損金算入」の特例は与えられなかった。このためもあってか、これまで学会に対しては国際学会や春季・秋季大会開催のための協賛金は別として寄付は殆どなく、したがって寄付により学会の自主性を失うということは全くの杞憂に終わった。しかし、この点は学会財政上の問題点として大きく浮上してきた。これに加えて、1995年をピークに会員数が漸減していること、学問の細分化とともに他の水産関連学会が設立され日本水産学会への求心力が薄れてきているのではないかと危惧されること、日本学術会議の改組により水産学研究連絡委員会が置かれていた第6部農学という括りが消滅するとともに、科研費審査委員候補者の推薦が日本学術会議から日本学術振興会に移管されたことなどにより、これまでの水産関連学会と日本学術会議との繋がりが解消されたこと、さらに日本の水産業界の衰退など、日本水産学会を取り巻く状況が大きく変化してきた。2006年3月末の春季大会で理事会主催シンポジウム「水産学と日本水産学会の未来－Part1」が開催されたのは、そのような危機感が根底にあったように思われる。

### 顕在化した問題点

理事会主催シンポジウムの概要は日本水産学会誌72巻6号にシンポジウム記録として纏められたが、その中でシンポジウムの企画に携わった塚本勝巳理事は、「水産学の広がり」と未来」（日本水産学会誌72巻6号1113-1115）の冒頭、「会員の声」（日本水産学会誌72巻1号）に寄せられた永田光博氏（道孵化場）の「日本水産学会の活性化のための提案」を紹介し、要点として「アメリカ水産学会は、事務局長を含めて30名ほどの職員が働く非常に大きな組織であり、運営は極めて効率的、組織的に行われ、学会長は日本のように常に大学の先生が選ばれるわけではなく、むしろ国や地方の研究所の行政的手腕のある人が選ばれる傾向にある」、「今、日本水産学会は学者のサロンになっているのではな

いか」、「学会そのものの運営組織についても、積極的かつ斬新な提案が必要な時期に来ている」、「水産学という応用学問の使命は水産業の持続的発展とそれに必要な科学技術の振興であり、研究・技術者組織を具体的かつ効果的にサポートできる学会組織に脱皮しなければ、学会の衰退に歯止めをかけることは出来ない」という4点の主張を引用している。これらの点は、日本水産学会の現状に対する多くの会員の共通する思いのように私には思われた。これはまた法人化後36年が経過し、組織として変革すべき時期に至っているとも解された。

いずれの団体も社団法人設立にあたっては定款を定め、それに則り活動しなければならないとされている。(社)日本水産学会の定款の目的は第4条に記載されているが、そこには「この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等を行う場となることにより、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。」と述べられている。従って我々日本水産学会の会員は「学術の発展に寄与する」ために活動することが求められている。しかしこの定款の目的には「水産業の発展に寄与する。」とは書かれていない。定款に則ってのみ学会活動を行っているかぎり、永田氏の提起した疑念が生じるのは当然である。

日本水産学会の英名の変遷にも「学術への思い入れ」が見える。現在の日本水産学会の英名は、**Japanese Society of Fisheries Science** である。これを直訳すると、日本水産学会ではなく日本水産科学会となるであろう。ところでかつての英名は **Japanese Society of Scientific Fisheries** であったが、1994年に学会誌を英文誌 (**Fisheries Science**) と和文誌 (日本水産学会誌) に分割したことに伴い、学会の英名を現在の様に変更した。当時、学会名として **Scientific Fisheries** という表現はおかしいのではないかという意見が会員の中にあり、学会誌分割の際に **Fisheries Science** と変えたわけである。しかし、最近かつての日本水産学会の英名を **Japanese Society of Scientific Fisheries** とした理由がおぼろげながら理解できた気がしている。

そのきっかけは1880年の札幌農学校第2回卒業生であった内村鑑三の専門が水産学であり、卒業式演説において「漁業もまた学術の一つなり」との題下に万丈の気炎を吐き、水産学を一つの科学として発展させるべき必要を説いたということを知ったからである。さらに彼は農商務省水産課において水産調査に

も従事している。彼はなぜ「漁業もまた学術の一つなり」といったのであろうか。思うに日本は昔から漁業の盛んな水産国であったが、当時の漁業は科学的根拠に基づいた産業ではなかった。そこで学問として漁業をとらえることの重要性を強調することが必要であったのではなかろうか。その後、水産系の幾つかの学会が別個に活動を始めたが、それらが一つに纏まり日本水産学会が設立されたのは1932年のことであった。これは、我が国唯一の水産業の総合団体として水産業の振興をはかり、経済的、文化的発展を期することを目的として1882年に設立された大日本水産会に遅れること50年である。

すなわち日本ではまず大きな産業として漁業が既に存在し、それらを纏める団体として大日本水産会が設立され、その50年後日本水産学会が設立されたわけである。学会創立にあたって目指すところが科学に立脚した漁業や関連産業の発展を強く意識していたからこそ、**Scientific Fisheries** と英名をしたのではなかろうか。そこには当時の学会創立にかかわった方々の熱い思いが感じられる。ところでアメリカ水産学会の英名は**American Fisheries Society** であり、**Science** という語は入っていない。そこには水産業と水産学の発展過程における日米の異なる歴史的背景の存在が感じられる。日本では今後 **Japanese Fisheries Society** を創設するのではなく、水産業界をまとめる大日本水産会や応用研究を主眼とする（独）水産総合研究センターと学術団体である日本水産学会が役割分担をするとともに連携を密にすることにより水産業や水産関連産業の発展に資することが良いのではないかと考えた。そのような思いもあり、会長指名の理事を両組織の理事の方々をお願いした主旨もそこにある。

### 定款改正ならず

ところで定款の目的が、日本水産学会の目指すべき目的に合致していないと多くの会員が思うのならば、定款を変更することが重要な課題として浮かびあがってくる。第1回の理事会主催シンポジウムでも山内理事から定款変更の提案がなされた。そこで会長就任後の初仕事として2006年6月の第4回理事会で定款の改正をはかるべく原案を提出した。その後の審議を経て、9月の第5回理事会で下記の案が承認された。下線部が変更点であり、追加した部分である。

（目的） 第4条 この法人は、水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等を行う場となることに

より、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与するとともに、水産業の発展、水産学教育の推進、社会連携の推進、国際協力の推進を図り人類福祉の向上に資することを目的とする。(平成 18 年 9 月理事会で承認)

本学会を所管する省庁は文部科学省であるため、定款の変更に際しては、事前に文部科学省の内諾を得たうえで、評議員会、総会で 3/4 以上の賛成で承認されなければならない。そこでまず文部科学省の内諾を得ようとしたのであるが、同省の回答は定款の変更は認めないということであった。定款の変更は難しい事柄であるとは聞いていたのだが、「人類福祉の向上に資する」ことがなぜいけないのか理事一同が同省の決定に啞然としたことであった。しかしよく考えてみると文部科学省の立場も理解できる。すなわち日本水産学会は学術団体であり、水産業界ではなく、そのため所管も文部科学省であり、農林水産省ではないからである。つまり公益法人はそれぞれ縦割りの省庁により認可されているのである。しかし日本水産学会の会員は、大学などの文部科学省関係者ばかりでなく、水産研究所などの農林水産省傘下の研究者、都道府県所属の研究者や企業の研究者もいれば、さらに水産業界関係者もいる。さらに環境省などの関係者もいるので、日本水産学会は省庁横断的な学会である。それが文部科学省所管の学術団体であるがため、定款の目的も「この法人は、…もって学術の発展に寄与することを目的とする。」となっているわけである。この問題については、新公益法人制度が 2008 年 12 月 1 日から施行されるので、それに向けて検討することにした。

### 行動する理事会へ

定款の変更は難しいと予測してもいたので、会長としては実質的な対応をはかることも併せて考えた。その一つとして、「行動する理事会」という旗を立てることにした。その手始めに、理事の担当名の変更と新設を 2006 年 9 月の理事会で認めていただき、2007 年 3 月の総会で細則が変更されるまで試行することにした。具体的には、庶務担当理事を総務担当理事に、会計担当理事を財務担当理事に変更した。さらにこれまで三つの懇話会を纏めて 1 人で担当していた懇話会等担当を漁業資源管理、水産増養殖、水産利用、水圏環境担当に分割し、それぞれ専門分野の近い理事に担当をお願いした。そして新たに社会連携、水

産政策、産学連携担当を設置した、とくに水産政策や産学連携担当は学会として喫緊に対応を迫られていた分野で、これには会長指名の理事に担当をお願いした。また支部担当理事には地域連携担当も併せてお願いした。なお企画広報、編集、学会賞、シンポジウム、出版、国際交流、水産教育推進、将来計画は従来通り担当していただくことにした。この結果、一人二役あるいは三役をお願いすることになるとともに、担当項目が明確になりひいては責任体制が明確になったと思っている。その後、2007年3月の総会で細則の変更が認められたので、私の任期中はこの体制で活動をお願いすることにした。

### 研究成果公開促進費の不採択

2007年4月始めに衝撃的な知らせがあった。それは科学研究費補助金研究成果公開促進費（学術定期刊行物）が不採択になったという知らせであった。学会は会員の会費により運営されるのが本来の姿であるが、科学研究費補助金研究成果公開促進費（学術定期刊行物）より補助をいただいて運営してきたのが実情であった。この補助金は毎年申請し審査を経て採択されるものであり、必ずしも毎年採択されるとは限らない。幸いなことに1947年以降ほぼ継続して採択されており、しかも金額は年々増加し昨年度は1,500万円に達した。このため1986年に会費が1万円に値上げされて以降、2007年まで21年間会費を据え置くことができてきた。しかし、国からの研究成果公開促進費が大幅に削減されたことにより、2007年度は日本水産学会からの申請は残念ながら採択されなかった。4月2日付けの公式文書で不採択が通知されたのだが、10日程前の総会で2007年度予算が承認されており、それには1500万円が収入に計上されていた。これは総収入の約15%にも相当することから、この非常事態にいかに対応するかが、理事会に課せられた大きな課題となった。そこで財務検討特別委員会に検討をお願いし、6月の理事会で対応策の審議を始めた。理事会では、対応策について大筋を決めるため会員へのアンケートを行うことにした。アンケートの結果、会費の値上げは80%以上の会員が反対していること、それまで英文誌を全会員に配布していたのであるが、個人会員への冊子体英文誌の配布は取りやめても仕方がないと、これも80%以上の会員が思っていることが分かった。そこで会費の値上げはせず、2008年度から個人会員への英文誌の配布を取りやめ、電子ジャーナルを見ていただくことにし、1000万円近くを削減すると

ともに、その他の経費の削減を図ることにするという対応案を取り纏め、9月の理事会で承認をいただき、秋季大会中に会員の意見を聞く機会を設けた。2007年度は英文誌の印刷・配布を続けざるをえず、他の経費の削減に止めざるを得なかったが、繰越金を充てることでなんとか乗り切れた。もちろん2008年度の研究成果公開促進費への応募は「国際性がもう少し高いと良い」との不採択についてのコメントを参考に、改善をはかった上で再挑戦することにした。ただ収入の15%も補助金に頼ることは危険と思い、5%程度にして申請した。その後、幸いなことに2008年度560万円、2009年度520万円、2010年度450万円と補助金が採択されている。ただ経済的自立を目指すため申請額を漸減させているので、採択額も減少している。

また顕在化してきた会員数の減少を如何に食い止め増加を図るかも、財政問題とも連動し、喫緊の課題であった。学会はサービス機関でもあり、会費に見合うだけのサービスが受けられないとすれば退会者が増えるのは自明の理である。とくに水産現場に近い技術者や研究者の学会離れが進んでいるとの厳しい指摘があった。これには和文誌に技術開発情報の掲載欄を新設したり、現場のニーズを汲み取った講演会やワークショップ等の開催を今まで以上に各支部に企画していただくなどして、「足腰の強い学会」を再構築していきたいと考えた。その後、技術開発情報の掲載は、日本水産学会監修、(独)水産総合研究センター発行の水産技術誌「水産技術」の創刊として結実した。また賛助会員の特典を拡大し、会員増をはかることも始めた。

### ピンチをチャンスに

定款の改正が文部科学省に認められなかったこと、さらに追い打ちをかけるように2007年度の英文誌刊行補助金の申請が不採択となったことは、学会にとって大きな痛手となった。しかし、これが大きな契機となり学会活動の見直しが喫緊の解決すべき課題として急浮上することにもなった。学会の理念と財政はともに学会の存続にとって重大な要因である。はからずもこれらの重要課題の解決が「行動する理事会」の旗を揚げた今期の理事会に課せられることになった。これはまた国立研究機関や国立大学の法人化を促した構造改革の波が学会にも及んできたとも解された。これをむしろ日本水産学会改革のチャンス、自立のチャンスとして生かすことが重要と考え、学会長としては積極果敢にこ

れに挑戦したいと思った。そこで会員諸兄には、多少の痛みは乗り越えて協力いただけることを切にお願いした。

2007年および2008年3月末の春季大会では理事会シンポジウム・Part2とPart3が開催された。それらの概要については和文誌に纏められている。

### 新公益法人制度への対応

そうこうするうち2008-2009年度の会長に再任されたのだが、この頃から新公益法人制度へ如何に対応するかが喫緊の課題となってきた。すなわち公益社団法人を目指すのか、あるいは一般社団法人か、それとも解散して任意団体に戻ることという選択を迫られた。学会への寄付金について「寄付金控除」や「寄付金損金算入」などの特典が適用される公益社団法人となれば寄付金のお願ひもしやすくなるが、その条件とされる「公益目的事業」、すなわち学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業を行い、かつ不特定多数の者の利益の増進に寄与するもの、という点がこの時点ではクリアーできるか否かはっきりしていなかった。とりあえず理事会としては、公益法人化対応特別委員会を設置して情報の収集、学会活動の見直しや新定款・細則の検討等をお願いすることにした。

また日本学術会議の改組により、日本学術会議と学会との繋がりが消滅したことに伴い、それまで存在した水産学研究連絡委員会もなくなったことから、水産系学会の在り方についても検討が必要になった。新たな船出をした日本学術会議におかれた食料科学委員会のなかに水産学分科会が設置されたが、かつての水産学研究連絡委員会を構成する水産関連学会からの代表という形での参加ではなくなっている。日本学術会議との関係は別にしても、水産関連学会の連合体のような形態を構築することも今後の検討課題となった。これはまた日本水産学会と他の水産関連学会との関係をどうするのかという問題でもあり、各学会が新公益法人制度に如何に対応するかという課題を内包している。

日本水産学会の未来の在るべき姿を展望するにあたって、学会が迎った過去から現在までの道筋を振り返ってみることは多くの示唆を与えてくれる。先にもふれたが、日本水産学会が創立されたのは1932年のことであり、研究機関別に設置された3学会の併存期間を経て日本水産学会が創立されるまでの経緯を含めた前史については理事会シンポジウム Part-2 の要旨で触れたし、また日本水産学会創立70周年記念誌にも記載されている。学会が創立されたこの年を日

本水産学会の第一期の始まりとすると、1970年の社団法人化以降は第二期と呼ぶことが出来よう。2006年3月の総会後の新理事会で会長を拝命した私は改革を進める第一歩として「行動する理事会」という旗を掲げることにした。まず理事会が改革のイニシアティブを取るべきと判断したわけである。この2006年度を、第三期のスタートにするべき考えた。その後、2008年度からは「行動する日本水産学会」という旗も立てることにした。「学会」は、私としては「会員個人」と同義語と考えた。すなわち、会員一人ひとりに行動を起こしていただきたいと願ったからである。「会員が自ら動けば学会は変えられる」と思った。とく若い研究者の方々の行動に期待したいと思った。

学会として公益法人化対応特別委員会を設置し、2008-2009年度の理事会においても公益社団法人と一般社団法人のメリット・デメリット等を検討していただき、2008年6月の第4回理事会で同委員会からの説明を基に公益社団法人への移行の可否を検討していただいた。その結果、公益社団法人への移行が妥当であろうとの判断をいただいたので、早速その方向で検討及び準備作業を始めた。同委員会には、検討結果の中間報告案の作成をお願いした。また会員からの意見として、学会として中期計画に相当するようなアクション・プランを作成するべきとの意見があったことから、水産政策委員会にお願いして各委員会にアンケートを行っていただき、寄せられた意見をもとにアクション・プランを作ることをお願いした。

ところで新公益法人法では、登記だけで一般社団法人を設立できるが、公益社団法人となるには、公益性が行政庁に認められなければならない。公益性の基準としては、学会の場合、学術及び科学技術振興を目的とする事業を行い、同時に不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与していなければならない。さらに、移行後に適用される定款案が適正であること、公益事業比率が50%以上あること、経理的基礎及び技術的能力を保有していること、理事・監事などに特別な利益を与えないこと、公益目的事業収入がその実施に要する適正な費用を超えないこと、遊休財産が1年間の公益目的事業の実施費用に準ずる額を超えないこと、収益事業を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことなどがあげられている。

公益社団法人となることのメリットとしては、社会的により高い信頼性を得ることができる、寄付金税制の優遇措置を受けられる、税法上の収益事業のみ

に課税され、公益事業は税法上の収益事業から除外される、収益事業の利益を公益目的事業に充当することにより、法人税率が実質的に軽減される、などをあげることができる。デメリットとしては、事務量が增大する、上記の公益性の基準をクリアしなければならない、などがある。これとは別に、理事の議決権の代行使などは認められない、評議員会の設置が不要となる代わりに監事の業務・責任が増大することなども生ずる。

公益性の認定の基準の一つに、経理的基礎及び技術的能力を保有していること、があげられている。これは別の言葉でいうと、公益社団法人を運営していくための事務局機能が十分備えられているか、ということであろう。事務局職員には、このことを念頭に準備されることお願いした。

公益事業費比率が 50%を超えなければならないことから、会員の共益だけではなく、公益増進を目指した幾つかの改善を行ってきた。例えば、報文の投稿者は、本会会員（正会員、名誉会員、外国会員および学生会員）に限る（会員以外の共著者を含むことは差しつかえない。）とされていたが、英文誌（Fisheries Science）については、非会員の投稿を既に認めている。また英文誌及び和文誌の冊子体も非会員でも自由に購読できる。また英文誌の電子ジャーナルへのアクセスも有料ではあるが非会員も可能とした。もちろん会員は無料でアクセスできる。和文誌の電子ジャーナルは、すべての記事を 1 年間は会員だけに見せているが、それ以降は誰でも見るのが可能である。また両雑誌のアーカイブは J-Stage 上で無料オープンしている。また和文誌は、会員のみならず、社会に向けて情報発信・情報提供していくことを目指している。さらに春季及び秋季大会における研究発表セッションへの参加は従来から非会員にも参加費を納入すれば可能（ただし口頭発表はできない。）としてきたが、大会時及びその他の時期に開催されるシンポジウム、セミナーや講演会への非会員の参加を可とし、参加費も無料とした。これらの大会やシンポジウム等への参加者に占める会員と非会員数の把握を学会として行っており、これまで調べた限りでは約 2 割の参加者が非会員である。また大会時には、高校生を無料招待し、ポスター発表の場を設けている。最近は中学生も加わって本会会員と活発な議論を行っている。また学会賞の授賞対象者については、従来は本会会員に限られていたが、これも既に非会員まで拡大している。

また 2007 年 9 月の第 5 回理事会で水産政策委員会を特別委員会として設置す

ることを認めていただいたが、これは 2006 年 7 月に海洋基本法が成立し、海洋基本計画が策定されることに伴い、日本水産学会としても、その在るべき姿について提言をするべきとの会員の声を受けて設置したもので、会長からは海洋基本計画に対する学会としての提言の取りまとめを諮問した。設置から 2 ヶ月ほどで提言案を纏めていただき 2007 年 12 月の第 6 回理事会で了承を得て、提言を提出することができた。その後、公表された基本計画案についても学会としてパブリックコメントを纏めていただき提出した。そしてこの間の取り組みを総括する形で、水産政策特別委員会主催の「生態系サービスと水産」と題したシンポジウムを 2008 年 4 月 25 日に開催していただいた。シンポジウムには、学会始まって以来と思われるほど多様な分野から出席者があり活発な議論がなされた。傍聴していて、学会の新しい姿が見えた気がした。

この水産政策委員会の設置は、私自身、水産学という実学分野を担う学会に、社会科学系分野の取り組みが組織化されていないことに危惧を抱いていたので、対応は比較的速やかに行えたと実感している。特別委員会は会長の諮問への答申に加えて、シンポジウムという形で締めくくっていただけたが、私は、当該委員会は日本水産学会に常置すべきと考え、2008 年 6 月の第 4 回理事会に諮り承認いただいたので、2009 年 3 月の総会で常置委員会として認めていただいた。会長の諮問事項への答申に加えて、委員会として自立的かつ自律的に活動していただけることを期待している。これと関連して、春秋の大会に、新たに社会科学系セッションを新設すべきと考え、2008 年 6 月の第 4 回理事会に諮り認めいただき、2009 年 3 月の春季大会から実行していただいた。今後本学会に、水産に関心のある社会科学系分野の研究者が加わることにより、他水産分野の研究者や産官民の関係者との議論を通じて、これまでどちらかという「学者のサロン」として敬遠されてきたとも思われる複雑で困難な社会的問題の解決に勇気を持って臨んでいただければと願っている。

2007 年 4 月に受けた研究成果公開促進費 1500 万円の不採択の通知によって顕在化した財務問題は、その後の担当理事の努力により、経費削減を行うとともに 2008 年度から英文誌の配布取りやめを総会において認めていただいたことにより、大事に至ることなく、なんとか回避できたが、依然厳しい状態にあることは否めない。学会経費のかなりの部分を占める英文誌の編集・印刷については 2009 年から 3 年間分を 2008 年 3 月に入札を行った結果、シュプリング

一社が予定価格をかなり下回る価格で落札した。これによりブラックウエル社からシュプリンガー社に出版社は変更されたが、経費節減は必要なものの会費の値上げをせずに英文誌を電子ジャーナルのみとすることで活動を継続することができた。ただ今年度中に再度入札をしないと研究成果公開促進費の申請ができない。しかし入札をするとまた出版社が変わる可能性がでてくる。今回、出版社の変更に対応するために大きな労力と追加経費を要したので、二度と変更はしたくない。しかし入札しないと補助金の申請ができないのでジレンマに陥っている。しかし、入札をしてシュプリンガー社に変更したことで良かったことが発行経費の削減以外にもある。それは同社の英文 Web 投稿システムを速やかに導入できたことである。この結果、外国人の編集委員や査読者を増やすことが可能となったので、英文誌の国際性が高まるものと期待している。またインパクトファクターの上昇も期待できると思っている。

理事会シンポジウム Part-3 で、塚本理事より将来構想委員会の設置が提案された。その趣旨は、若手の意見をもっと学会運営に取り入れていくシステムをつくるのが学会の活性化には重要ではないかとのことであった。会長として、提案を真摯に受け止め、熟慮した結果、「若手の会」を新設することとした。将来構想という字句を付けなかった理由は、将来構想に限ることなく、あらゆる面について考えていただき、会長に提言していただくとともに、独自に若手中心に行動を起こしていただきたいと願ったからである。

最初に、「会員が自ら動けば学会は変えられる」と思っている、とく若い研究者の方々の行動に期待したい、と記した。「若手の会」が中心となり、学会の未来を切り開いていただきたいと切に願っている。

### 公益社団法人申請へ向けてのこれまでの作業

2009 年 1 月には、公益社団法人への移行認定に向けた定款及び細則の変更案をホームページ上で公開し、会員からの意見を募った。また 2009 年 3 月に開催された春季大会時には、総会において新定款の承認をお願いするつもりであったが、新公益法人制度が会員に周知されていないことが判明したので、急遽、会員に対して新公益法人制度及び定款の変更案の説明会を 2 回開催することにした。そして総会においては、理事会の「本会としては、基本的に公益社団法人への移行を目指す、一般社団法人への移行も視野において、情勢を見

ながら検討を重ね、次年度の総会において移行に必要な定款と細則の変更を提案する」という方針を承認いただいた。

その後、公益法人対応特別委員会は報告書（第一次案）（2009年9月18日付）を取り纏め、その中で本会は「公益社団法人への移行が最も相応しい」と結論づけた。この報告書をもとに第5回理事会（2009年9月30日開催）で審議した結果、「公益社団法人への移行を目指す。」という提案が認められた。その後、報告書第一次案に対する理事会ならびに各支部、委員会、会員各位からの意見、また秋季大会時の10月3日開催の公聴会での会員の意見を加えた後、ホームページに公開し意見を求めた。その後、当該委員会から「(社)日本水産学会における新公益法人制度への対応に関する報告書」の最終案が、2009年度第6回理事会（12月12日開催）に答申され、承認された。なお2009年6月15日付けで水産政策委員会から各支部及び各委員会宛に「日本水産学会の今後の活動に対する意見募集」についてアンケートが行われ、その結果がアクション・プランとして纏められた。その後、アクション・プランは「公益社団法人への移行後の学会活動上の課題」として本報告書第一次案に取り込まれた。

公益法人化対応特別委員会は、「この報告書は、新しい公益法人制度の中で、いまは特例民法法人となっている本学会が一般社団法人か公益社団法人かのいずれに進むべきかを検討し、理事会に最終報告として答申したものです。今後は、この報告書をもとに、公益社団法人への移行認定の申請に向けた作業に入ることとなります。本報告書でも触れているように、まずは定款の変更案と必要な規則の整備を行い、平成22年3月の総会で承認を受けた上で、来年度の移行認定申請となります。」と述べている。

2009年度第5回理事会（9月30日開催）での決定「本会は公益社団法人への移行認定を目指す」、および第6回理事会（12月12日開催）での「(社)日本水産学会における新公益法人制度への対応に関する報告書」の承認を受けて、理事会は、移行申請時に提出が求められる定款の変更案と規則案（公益社団法人日本水産学会定款案及び2規則案）をホームページに公開した（09.12.24）。コメントとして、「公益社団法人への移行申請を行うには、ここに示した定款の変更案および二つの規則案「(公益社団法人 日本水産学会) 会員に関する規則」と「(公益社団法人 日本水産学会) 役員の報酬等及び費用に関する規則」が、本会の総会で適切に承認されている必要があります。今後は、会員各位、

各支部、各種委員会からの意見と公益認定等委員会での相談結果をもとに修正を施しながら、第7回理事会（2010年2月6日開催）で総会の議案として承認を受け、次回の総会（日本大学湘南キャンパス、2010年3月28日開催）でお認めいただくこととなります。」と述べられている。

その後、公益認定等委員会事務局での相談（平成22年1月25日）に出向いたところ、定款の変更案についていくつか指摘を受けた。そこでこれらの指摘を参考に修正した定款の変更案を、2010年2月6日の第7回理事会で承認していただき、その他の規則二つとともにホームページ上での公開を経て、3月28日の総会で承認いただいた。

またこの間、2008年度の収支決算を使って、各事業ごとに収支相償になっているか否かのシュミレーションを財務検討特別委員会にお願いし、すべての事業が収支相償になっていること、さらに公益事業比率が85%程度であることを確認していただいた。

## おわりに

多くの学会、とくに社団法人化した学会にとって、新公益法人制度に如何に対応するかは、喫緊の大きな課題である。対応に戸惑った学会は、日本学術会議に如何にすべきか指導を仰いたが、必ずしも明確な支援は得られなかった。しかし日本学術会議も学会からの苦情に対応すべく、科学者委員会の中に「学協会の機能強化方策検討等分科会」を設置し、学協会の対応状況についてアンケート調査をしたり、シンポジウムを開催して学協会に関連情報を提供するとともに、公益認定等委員会委員との懇談を行うなどして学協会の要望を当該委員会に伝えてきた。私も同委員会の委員であったことから、得られた情報は日本水産学会としての大きな方針を考えるうえで大いに助かったと思っている。とくに会員数の多い社団法人化した学会は、公益社団法人への移行は必須であると考えたようだが、研究者が主体となる学会執行部が移行準備をすることは難しいと考え、コンサルタント会社等に、移行準備や申請作業の代行を依頼しているようである。ただコンサルタントにお願いするには、経費負担も必要となり、仮に移行が認定されても、その後毎年の経理報告などもおそらくコンサルタントにお願いせざるをえなくなるであろう。そう考えた時、前述したように財政上の不安がある本会としては、自前で公益社団法人化を目指さざるを得

ないと判断した。そのため総務担当理事や財務担当理事の先生方には独自に勉強いただくことにし、前述の公益法人化対応特別委員会や財務検討特別委員会の委員長も引き受けていただいた。本会としてコンサルタントに頼ることなく、自前でほぼ公益社団法人への申請一步手前まで来られたのは、ひとえにこれらの先生方のおかげであり、また支援いただいた事務局員のおかげであり、この場を借りて感謝申し上げたい。

新公益法人制度への対応をせざるを得なくなり、多くの学会は「研究者に余計なことを考えさせてとんでもない。」との思いが強かったようであるが、私はむしろ学会としてセルフ・ガバナンスの強化に繋がられるのではないかと直感した。これまでの累積した課題の解決を図り、共益から公益にシフトし、自立した学会に衣替えするチャンスでもあると、前向きに考えた。これには財務的な自立ももちろん含んでのことである。

公益認定等委員会における相談も、事務局員が4台の携帯電話を何時間もかけ続け、3回も予約を取っていただけた。既に2回の相談を終え、最後の相談を残すだけとなった。まだ申請まで辿り着いた訳ではないが、今年度中には申請、そして認可が得られれば、前会長としてこんなうれしい事はない。